

平成30年度

---

スチュワードシップ活動の報告  
(厚生年金保険給付組合積立金)



# 目次

1. はじめに	2
2. 都共済のステュワードシップ活動の概要	3
3. 株主議決権の行使状況（国内株式）	4
(1) 議決権行使結果	5
(2) 議案内容毎の行使事例	6
(3) 株主議決権の個別開示	8
4. エンゲージメントの実施状況（国内株式）	
(1) エンゲージメント活動件数	9
(2) 対象企業の選定プロセス	10
(3) エンゲージメント活動の管理監督のための仕組み	11
(4) エンゲージメントの対話内容	12
5. 平成30年度の取り組みの総括（国内株式）	
(1) 報告及びヒアリングを通じて確認された事項【株主議決権行使】	13
(2) 報告及びヒアリングを通じて確認された事項【エンゲージメント】	13
6. 都共済の今後の取り組み	14
7. 株主議決権の行使状況（外国株式）	
(1) 議決権行使結果	15
8. エンゲージメントの実施状況（外国株式）	
(1) エンゲージメント活動件数	16
9. 資料集	
(1) ステュワードシップ活動に関する方針	17
(2) 平成30年度の国内株式ステュワードシップ活動に関する質問票	19
(3) 平成30年度の外国株式ステュワードシップ活動に関する質問票	20

# 1. はじめに

- 東京都職員共済組合（以下、「都共済」といいます）は、被保険者に対する受託者責任と「公的年金としての社会的責任」を果たすことが求められており、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を促す手段として、株主議決権の行使、企業との建設的な対話（エンゲージメント）等のスチュワードシップ活動に積極的に取り組む必要があると考えています。
- 都共済は、運用受託機関（都共済が資産の運用を委託する機関をいいます）を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、スチュワードシップ活動についても、個別企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関がこれを行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たすことができると考えています。
- このような考えのもと、都共済は、コーポレートガバナンスの在り方についての基本的な考え方を示した「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」、実質的な株主としての議決権行使の方針を示した「株主議決権行使ガイドライン」を制定し、運用受託機関に対し、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うよう求めています。
- 都共済が実施した平成30年度の厚生年金保険給付組合積立金におけるスチュワードシップ活動の概要について、以下のとおり公表します。

## 2. 都共済のステュワードシップ活動の概要

- 都共済は、平成30年度の厚生年金保険給付組合積立金におけるステュワードシップ活動として、運用受託機関に対して、エンゲージメントや株主議決権行使の状況等に関する調査及びヒアリングを行い、運用受託機関の取り組み状況を確認するとともに、取り組みを進める上での課題や問題点等について意見交換を実施しました。
- 平成30年度における主な取り組み内容は以下のとおりです。

項目	実施時期	対象	主な確認事項
議決権行使状況調査	平成30年8月 ～9月	内外株式運用受託機関 国内株式3社、外国株式2社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都共済のガイドラインと各社のガイドラインの整合性</li> <li>・ 議決権行使体制</li> <li>・ 議決権行使結果行使結果</li> <li>・ 議決権行使の賛否の傾向</li> </ul>
ステュワードシップ活動の実施状況調査			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別議案の行使判断理由</li> <li>・ エンゲージメント活動に関する管理監督方針</li> <li>・ エンゲージメントの課題設定と平成30年度における成果</li> </ul>
運用受託機関へのヒアリング			

### 3. 株主議決権の行使状況（国内株式）

- 都共済における株主議決権行使については、原則として、都共済が定めた「株主議決権行使ガイドライン」に基づき運用受託機関が、株主議決権を行使しています。
- 具体的には、次の項目について株主議決権の行使基準を設け、運用受託機関に株主議決権の行使を求めています。
  - ・ 取締役会の構造
  - ・ 取締役の選任
  - ・ 監査役の選任
  - ・ 役員報酬等
  - ・ 剰余金の処分
  - ・ 組織再編等
  - ・ 増減資等の資本政策
  - ・ 定款変更
  - ・ 株主提案
  - ・ 反社会的行為
  - ・ 敵対的買収防衛策
- 厚生年金保険給付組合積立金では、平成29年7月～平成30年6月の期間において、国内株式の運用受託機関3社を通じて、平成29年4月～平成30年3月に決算を迎えた企業に対して、株主議決権を行使しましたが、運用受託機関から行使結果や、議決権行使体制等の報告を受けるとともに、ヒアリング等を通じて、都共済の「株主議決権行使ガイドライン」に基づき、概ね適切に行使されていることを確認しました。
- 主な議案内容別の反対比率は、取締役会・取締役に関する議案については39.8%（前年度比▲0.7%）、監査役会・監査役に関する議案は23.3%（前年度比+13.4%）、役員報酬等に関する議案は29.6%（前年度比+19.1%）、剰余金の処分に関する議案は4.7%（前年度比▲1.9%）となりました。監査役会・監査役に関する議案等で反対比率が上昇しているのは主に、運用受託機関の議決権行使基準厳格化の影響によるものです。

### 3. 株主議決権の行使状況（国内株式）

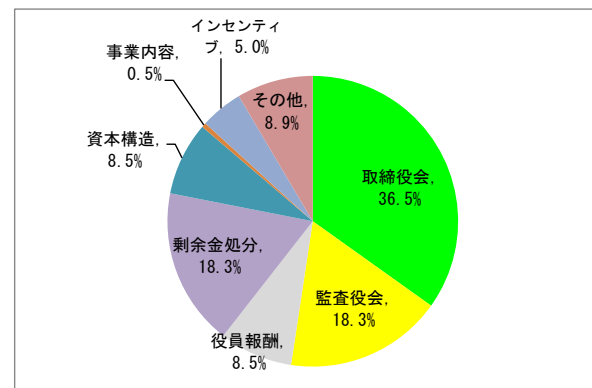
#### （1）議決権行使結果

- 厚生年金保険給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関3社を通じて、平成29年4月～平成30年3月に決算を迎えた企業延べ2,124社に対して、株主議決権を行使しました。行使議案数は延べ7,076議案でした。
- 全7,076議案のうち、反対行使は1,790議案（うち、株主提案議案は118議案）、反対比率は25.3%（前年度比+4.0%、株主提案議案を除いた反対比率は24.1%）でした。

#### 株主議決権行使状況（厚生年金保険給付組合積立金） 対象：平成29年4月～平成30年3月決算企業

議案内容	合計	構成比	賛成		反対		前年度の 反対比率
				比率		比率	
総計	7,076	100.0%	5,286	74.7%	1,790	25.3%	21.3%
うち会社提案に関するもの	6,935	98.0%	5,263	75.9%	1,672	24.1%	19.3%
うち株主提案に関するもの	141	2.0%	23	16.3%	118	83.7%	90.3%
内訳	7,076	102.0%	5,286	74.7%	1,790	25.3%	21.3%
取締役会・取締役に関する議案	2,528	36.5%	1,521	60.2%	1,007	39.8%	40.5%
監査役会・監査役に関する議案	1,271	18.3%	975	76.7%	296	23.3%	9.9%
役員報酬等に関する議案	592	8.5%	417	70.4%	175	29.6%	10.5%
剰余金の処分に関する議案	1,539	18.3%	1,467	95.3%	72	4.7%	6.6%
資本構造に関する議案	149	8.5%	92	61.7%	57	38.3%	24.1%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	64	0.9%	11	17.2%	53	82.8%	73.1%
うち増減資に関するもの	4	0.1%	4	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち第三者割当に関するもの	6	0.1%	3	50.0%	3	50.0%	50.0%
うち自己株式取得に関するもの	2	0.0%	1	50.0%	1	50.0%	100.0%
事業内容の変更等に関する議案	37	0.5%	36	97.3%	1	2.7%	0.0%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	344	5.0%	284	82.6%	60	17.4%	15.4%
その他議案	616	8.9%	494	80.2%	122	19.8%	24.1%

#### 議案内容別構成比



### 3. 株主議決権の行使状況（国内株式）

#### （2）議案内容毎の行使事例

##### 取締役会・取締役に関する議案

- ・反対比率：平成29年度40.5%→平成30年度39.8%
- 【反対行使の主な理由】
- ・社内取締役の増員
- ・株主価値の毀損
- ・独立性に問題がある社外取締役

##### 監査役会・監査役に関する議案

- ・反対比率：平成29年度9.9%→平成30年度23.3%
- 【反対行使の主な理由】
- ・監査役の減員
- ・取締役会及び監査役会への出席率が基準以下
- ・独立性に問題がある社外監査役
- ・法令違反・不祥事等に対する責任

##### 役員報酬等に関する議案

- ・反対比率：平成29年度10.5%→平成30年度29.6%
- 【反対行使の主な理由】
- ・合理的な理由のない増額
- ・退職慰労金を監査役等に付与

##### 剰余金処分にに関する議案

- ・反対比率：平成29年度6.6%→平成30年度4.7%
- 【反対行使の主な理由】
- ・株主還元が過大

議案内容	企業	反対理由
取締役会・取締役に関する議案	東証一部 鉱業	株主価値の毀損 資本生産性の低迷に関する経営責任を追究し、取締役候補者選任議案に反対
	東証一部 電気機器	剰余金処分にに関する説明不足 剰余金処分にに関する説明が不十分と判断し、創業者である取締役会長選任議案に反対
	東証一部 卸売	独立性に問題がある社外取締役 特定関係事業者出身のため社外取締役候補者に反対
監査役会・監査役に関する議案	東証一部 卸売	法令違反・不祥事等に対する責任 法令違反・不祥事等に関する責任があると判断し、監査役候補者の選任に反対
	東証一部 建設	取締役会及び監査役会への出席率が基準以下 取締役会及び監査役会への出席率が基準を下回ったため、社外監査役選任議案に反対
役員報酬等に関する議案	東証一部 小売	合理的な理由のない取締役の員数増加に伴う増額 合理的な理由のない取締役の員数増加に伴う増額提案であるため反対
	東証一部 化学	退職慰労金を監査役に付与 退職慰労金の付与対象者に監査役が含まれていたため反対
剰余金処分にに関する議案	東証一部 輸送用機器	株主還元の水準が過大 株主還元の水準が過大で、企業の継続性に懸念が生じると判断したため、反対

### 3. 株主議決権の行使状況（国内株式）

#### 資本構造に関する議案

- ・ 反対比率：平成29年度24.1%→平成30年度38.3%
- 【反対行使の主な理由】
- ・ 株主価値向上への貢献が期待しづらい買収防衛策

#### 事業内容等の変更に関する議案

- ・ 反対比率：平成29年度0.0%→平成30年度2.7%
- 【反対行使の主な理由】
- ・ 株主価値を毀損する恐れがある株式交換契約

#### 役職員のインセンティブ向上に関する議案

- ・ 反対比率：平成29年度15.4%→平成30年度17.4%
- 【反対行使の主な理由】
- ・ ストックオプションを監査役等に付与
- ・ 大幅な希薄化を伴うストックオプション

#### その他議案

- ・ 反対比率：平成29年度24.1%→平成30年度19.8%
- 【反対行使の主な理由】
- ・ 合理性のない取締役員数の大幅拡大
- ・ 合理性のない株式発行枠の大幅拡大

議案内容	企業	反対理由
資本構造に関する議案	東証一部 食料品	資本生産性が低迷している中での買収防衛策 資本生産性が低迷している中での買収防衛策の導入に反対
	東証一部 小売	創業者が大株主の企業における買収防衛策 創業者が大株主となっている企業の買収防衛策の導入に反対
事業内容の変更等に関する議案	東証一部 電気機器	株主価値を毀損する恐れがある株式交換契約 会社提案の株式交換契約は、株主価値を毀損する恐れがあると判断し、反対
役職員のインセンティブ向上に関する議案	東証一部 小売	ストックオプションを監査役等に付与 ストックオプションの付与対象者に監査等委員である取締役や監査役が含まれていたため反対
	東証一部 小売	大幅な希薄化を伴うストックオプション 大幅な希薄化を伴うストックオプションであるため反対



### 3. 株主議決権の行使状況（国内株式）

#### （3）株主議決権の個別開示

- 都共済は、運用受託機関に個別の企業及び議案ごとの議決権行使の結果について公表するように求め、公表をしない運用受託機関に対しては、その理由の説明を求めるとしてしています。
- 都共済は、国内株式の運用受託機関全3社（平成30年3月末時点）に対して、行使結果の個別開示を要請し、全ての運用受託機関が既にホームページにて公表済であることを確認しました。

運用受託機関(再委託先名)	公表URL
みずほ信託銀行(アセットマネジメントone) (パッシブファンド)	<a href="https://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/unyou/giketsuken_koushi.html">https://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/unyou/giketsuken_koushi.html</a>
イーストスプリング・インベストメンツ	<a href="https://www.eastspring.co.jp/company/guideline.php">https://www.eastspring.co.jp/company/guideline.php</a>
フィデリティ投信	<a href="https://www.fidelity.co.jp/fij/about/governance/voting.html">https://www.fidelity.co.jp/fij/about/governance/voting.html</a>

## 4. エンゲージメントの実施状況（国内株式）

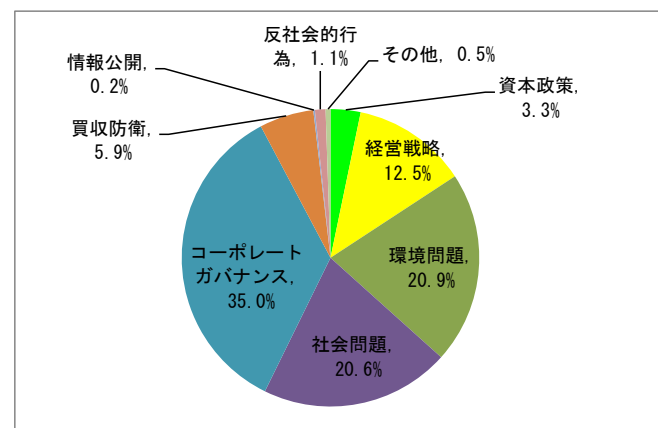
### （1）エンゲージメント活動件数

- 厚生年金保険給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関全3社を通じて、延べ345社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ1,135件でした。うち、企業の経営トップと直接対話を実施した件数は115件で、全体の10.1%となりました。
- エンゲージメントの主な内容は取締役会の構成などコーポレートガバナンスに関する対話が397件と全体の35.0%を占めました。

### 平成29年4月～平成30年3月の期間におけるエンゲージメント活動件数

対話の内容	件数			
	構成比	内、経営トップとの対話	比率	
総計	1,135	100.0%	115	10.1%
資本政策関連	37	3.3%	7	18.9%
経営戦略関連	142	12.5%	15	10.6%
環境問題関連	237	20.9%	19	8.0%
社会問題関連	234	20.6%	21	9.0%
コーポレートガバナンス関連	397	35.0%	44	11.1%
買収防衛策関連	67	5.9%	5	7.5%
情報公開関連	2	0.2%	0	0.0%
反社会的行為の防止関連	13	1.1%	2	15.4%
その他	6	0.5%	2	33.3%

### 議案内容別構成比



## 4. エンゲージメントの実施状況（国内株式）

### （2）対象企業の選定プロセス

- 運用受託機関各社の対象企業の選定プロセスは以下のとおりです。

運用受託機関	プロセス
A社 (パッシブ運用)	時価総額の規模に留意しつつ、ESG、資本効率性の観点を基に対象企業を選定。
B社 (アクティブ運用)	ポートフォリオマネージャー、アナリスト等が提案する企業の中から、期待される効果の大きさ、達成可能性を基に対象企業を選定。
C社 (アクティブ運用)	割安度と中長期的な企業利益を基に絞り込まれた約200銘柄全てを対象にエンゲージメントを実施。

## 4. エンゲージメントの実施状況（国内株式）

### （3）エンゲージメント活動の管理監督のための仕組み

- 運用受託機関各社の管理監督のための仕組みは以下のとおりです。

運用受託機関	プロセス
A社 (パッシブ運用)	進捗状況を管理するためにマイルストーン（課題共有、施策実行、効果確認、課題解決）を導入し、四半期毎にスチュワードシップ活動を統括する「責任投資委員会」に活動内容を報告。
B社 (アクティブ運用)	管理すべき定量・定性目標を定め、目安となる目標達成期間を設定して進捗管理を行う。

## 4. エンゲージメントの実施状況（国内株式）

### （4）エンゲージメントの対話内容

■ エンゲージメント活動の対話内容の事例は以下のとおりです。

運用受託機関	業種	対話テーマ	対話内容	成果
A社 (パッシブ運用)	商社	経営戦略	CSR活動に係る重要課題を如何に事業戦略や個々のビジネスの意思決定に落とし込むかについて意見交換。	A社のこれまでの働き掛けも手伝い、CSR活動に係る重要課題が公表された。 「現在、重要課題について社員説明会を行う一方、事業戦略や個々のビジネスの意思決定プロセスへの落とし込み方について検討中」、との回答を得た。
A社 (パッシブ運用)	電気機器	環境問題	構造改革を伴うESGへの先進的な取組みを持続的な企業価値向上に如何につなげていくか、について議論。	会社側から、社会・環境課題の解決を企業価値向上に繋げる成長戦略が発表された。
A社 (パッシブ運用)	銀行	資本政策	持ち合い解消について、政策株式の保有状況、個別株の増減データを示しながら、改善策を提案。	会社側より、「持ち合い解消、特に地銀株保有については指摘の通りで、資本効率の観点から見直しを進めたい」、との回答を得た。 その後、CSR専門担当者が設置された。
A社 (パッシブ運用)	食品	買収防衛策	買収防衛策について、その必要性や買収防衛策導入による評価の毀損リスクについて意見交換。	その後、会社側は買収防衛策の廃止を発表。
B社 (アクティブ運用)	電気機器	コーポレートガバナンス	社外取締役との面談を通して、会社計画未達の原因や取締役会の実効性について意見交換。	社外取締役が会社計画に対する達成度については問題意識を持って取締役会で指摘していることを確認。その後、発表された会社計画は従来に比べて慎重な内容となった。
B社 (アクティブ運用)	輸送用機器	コーポレートガバナンス	会社側からの依頼により、統合報告書の作成に向けて、意見交換を実施。	会社側は意見交換の内容を踏まえて、取締役会に必要なスキルマップと役員選任との関係を整理し、統合報告書に落とし込んだ。
C社 (アクティブ運用)	海運業	経営戦略	低収益体質からの打開策について意見交換。	会社側から、事業統合、事業ポートフォリオの再構築、具体的なコスト削減策等の方向性が示された。

## 5. 平成30年度の取り組みの総括（国内株式）

### （1）報告及びヒアリングを通じて確認された事項 【株主議決権行使】

- 運用受託機関各社において、都共済の株主議決権行使ガイドラインに沿って株主議決権が概ね適切に行使されていることを確認しました。
- 企業のコーポレートガバナンスの状況については、複数名の社外取締役選任や、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する企業意識の向上等、改善の動きも見られましたが、運用受託機関各社の議決権行使基準の厳格化等を背景に反対行使比率は上昇しました。

### （2）報告及びヒアリングを通じて確認された事項 【エンゲージメント】

- 運用受託機関各社において、エンゲージメントの対象企業の絞り込み、対話内容の選定等、明確な実施方針を策定すると共に、実施プロセスについて確実な成果の顕在化に向けた仕組みが構築されていることを確認しました。
- アクティブ運用のみならず、パッシブ運用についても、エンゲージメント活動が活発化している状況を確認しました。
- 企業との建設的な対話を積み重ねた結果、経営戦略、環境問題、コーポレートガバナンス等のテーマについて、運用受託機関と投資先企業の経営が認識を共有化する事例を多数確認しました。また、それらの事例の多くについて株主価値向上に繋がる着実な手応えや成果が得られたことを確認することができました。

## 6. 都共済の今後の取り組み

- 運用受託機関に対する効果的なモニタリングの実施と、モニタリング結果を踏まえたスチュワードシップ活動の一層の掘り下げ
- 他の公的年金等との連携強化や共働によるスチュワードシップ活動の効率性の追求と成果の最大化
- 外国株式に係るスチュワードシップ活動の一層の取り組み強化（外国株式のエンゲージメント活動強化に向けた運用受託機関への働き掛け等）
- 国内株式運用におけるESG投資の導入検討

## 7. 株主議決権の行使状況（外国株式）

### （1）議決権行使結果

- 厚生年金保険給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関2社を通して平成29年4月～平成30年3月に決算を迎えた企業延べ981社に対して、株主議決権を行使しました。また、行使議案数は延べ4,481議案でした。
- 全4,481議案のうち、反対行使は592議案、反対比率は13.2%（株主提案議案を除いた反対比率は9.7%）でした。

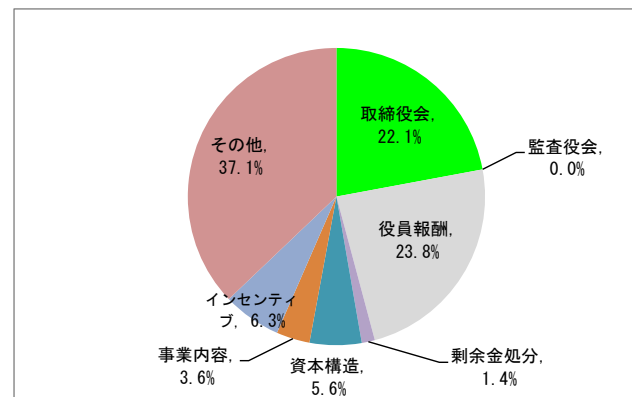
### 株主議決権行使状況（厚生年金保険給付組合積立金）

対象：平成29年4月～平成30年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対	
	数	構成比	数	比率	数	比率
総計	4,481	100.0%	3,889	86.8%	592	13.2%
うち会社提案に関するもの	3,931	87.7%	3,549	90.3%	382	9.7%
うち株主提案に関するもの	550	12.3%	340	61.8%	210	38.2%

内訳	合計		賛成		反対	
	数	構成比	数	比率	数	比率
総計	4,481	100.0%	3,889	86.8%	592	13.2%
取締役会・取締役に関する議案	989	22.1%	835	84.4%	154	15.6%
監査役会・監査役に関する議案	0	0.0%	0	-	0	-
役員報酬等に関する議案	1,065	23.8%	957	89.9%	108	10.1%
剰余金の処分に関する議案	64	1.4%	64	100.0%	0	-
資本構造に関する議案	253	5.6%	197	77.9%	56	22.1%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	23	0.5%	22	95.7%	1	4.3%
うち増減資に関するもの	115	2.6%	75	65.2%	40	34.8%
うち第三者割当に関するもの	1	0.0%	1	100.0%	0	0.0%
うち自己株式取得に関するもの	91	2.0%	76	83.5%	15	16.5%
事業内容の変更等に関する議案	163	3.6%	144	88.3%	19	11.7%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	284	6.3%	240	84.5%	44	15.5%
その他議案	1,663	37.1%	1,452	87.3%	211	12.7%

### 議案内容別構成比





## 8. エンゲージメントの実施状況（外国株式）

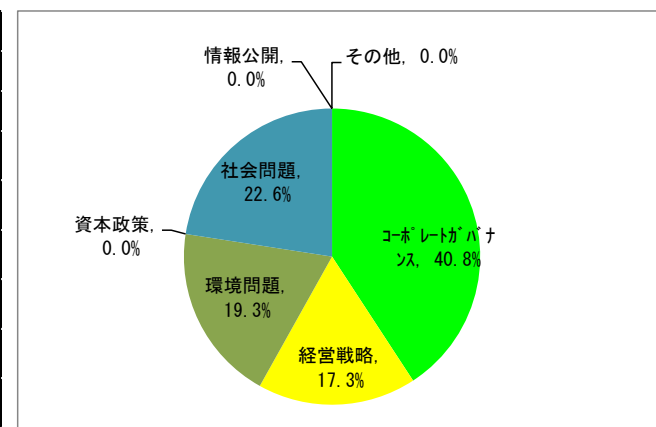
### （2）エンゲージメント活動件数

- 厚生年金保険給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関全2社を通じて、延べ354社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ993件でした。
- エンゲージメントの主な内容は、取締役会の構成などコーポレートガバナンスに関する対話が405件と全体の40.8%を占めました。

### 平成29年4月～平成30年3月の期間におけるエンゲージメント活動件数

対話の内容	件数		内、経営トップとの対話	
	構成比	比率	比率	比率
総計	993	100.0%	0	0.0%
コーポレートガバナンスに関する対話	405	40.8%	0	0.0%
経営戦略に関する対話	172	17.3%	0	0.0%
環境問題に関する対話	192	19.3%	0	0.0%
資本政策に関する対話	0	0.0%	0	0.0%
社会問題に関する対話	224	22.6%	0	0.0%
情報公開に関する対話	0	0.0%	0	0.0%
その他の対話	0	0.0%	0	0.0%

### 議案内容別構成比



## 9. 資料集

### (1) スチュワードシップ活動に関する方針

#### 日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明 (平成29年11月30日改定)

東京都職員共済組合はここに日本版スチュワードシップ・コードの各原則を受け入れる旨を表明する。

原則1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

原則2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

原則3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

原則4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

原則5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

原則6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

原則7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

#### 東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則 (平成27年10月1日改定)

##### 1 趣旨

東京都職員共済組合（以下「組合」という。）は、組合員の利益のため、実質的な株主の1人として、その財産たる株式の長期的な価値の向上に必要な企業統治（コーポレートガバナンス）の在り方についてここに定める。

##### 2 コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方

###### (1) 組合の基本的視点

組合は、地方公務員共済制度の中で厚生年金保険給付組合積立金、経過的長期給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金を運用するという役割を担っており、他の公的年金と同様に忠実義務及び注意義務から成る受託者責任を負っていると考えられる。

組合が株式を保有する目的は、株式保有を通じて長期的にその財産価値を増殖し、組合員の利益に資することに他ならない。このため、組合は、他の多くの株主と同様に、長期的に価値が増大すると見込まれる企業の株式に投資し、かつ、その企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待するものであり、万が一、株主価値の増大が見込まれない場合には、受託者責任を果たすために株主価値増大に必要な経営を求めていく。

さらに、組合は公的年金の一つとして社会的責任を果たしていくことが求められていると考えられ、この意味においてもコーポレートガバナンスの向上に積極的に取り組むことが必要である。

\* 全文は東京都職員共済組合のホームページに掲載してあります。

## 9. 資料集

### 株主議決権行使ガイドライン（国内株式） （平成30年3月1日改定）

#### 1 目的

東京都職員共済組合（以下「都共済」という。）が別に定めたコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、株主としての都共済の意見が十分反映されるように、都共済が資産の運用を委託する機関及び資産の管理を委託する機関（以下「受託者」という。）に提示している「東京都職員共済組合運用ガイドライン」に基づき、株主議決権行使ガイドライン（国内株式）（以下「国内株式ガイドライン」という。）を定める。

#### 2 運用

都共済の保有する株式は、現在委託運用のみであること、また、都共済よりも各受託者の方が個別企業との接触の機会が多く、都共済自らで判断するよりもその企業の状況に即した適切な判断が行われるものと考えられることから、当面は原則として具体的な議決権行使の判断は、この国内株式ガイドラインの趣旨に従って各受託者が行うものとする。都共済は、受託者の議決権行使状況等コーポレートガバナンスに関する行動の報告を求め、受託者に対する指示・指図等に反映させるとともに、受託者の評価において考慮するものとする。

受託者責任の観点から判断を明確にすることが望ましいこと及び法的効果として実質的に変わらないことに鑑み、具体的な議決権行使において、「棄権」や「白紙委任」は原則として採らないものとする。なお、議決権について、「不行使」は原則として採らないものとする。

\* 全文は東京都職員共済組合のホームページに掲載してあります。

### 株主議決権行使ガイドライン（外国株式） （平成30年3月1日制定）

#### 1 目的

東京都職員共済組合（以下「都共済」という。）が別に定めたコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、株主としての都共済の意見が十分反映されるように、都共済が資産の運用を委託する機関及び資産の管理を委託する機関（以下「受託者」という。）に提示している「東京都職員共済組合運用ガイドライン」に基づき、株主議決権行使ガイドライン（外国株式）（以下「外国株式ガイドライン」という。）を定める。

#### 2 運用（抜粋）

都共済の保有する株式は、現在委託運用のみであること、また、都共済よりも各受託者の方が個別企業との接触の機会が多く、都共済自らで判断するよりもその企業の状況に即した適切な判断が行われるものと考えられることから、当分の間、具体的な議決権行使の判断は、原則としてこの外国株式ガイドラインの趣旨に従って各受託者が行うものとする。

都共済は、受託者の議決権行使状況等コーポレートガバナンスに関する行動の報告を求め、受託者に対する指示・指図等に反映させるとともに、受託者の評価において考慮するものとする。

都共済は、投資先の諸外国及び市場におけるコーポレートガバナンスの制度を尊重するが、ガイドラインでは、投資家としての都共済が求める普遍的な事柄について、議決権行使における考え方を定めるものである。

なお、議決権について、「不行使」は原則として採らないものとするが、議決権を行使することが受託者において運用に制約をもたらすと判断される場合や、議決権行使が実際上難しい場合等については、受託者における「不行使」の判断を必ずしも妨げるものではない。

# 9. 資料集

## (2) 平成30年度の国内株式スチュワードシップ活動に関する質問票

No.	報告内容
Q1	<b>スチュワードシップ活動全般について</b>
Q1-1	日本版スチュワードシップ・コードの受入表明、スチュワードシップ活動の方針、スチュワードシップ活動の自己評価をファイルで添付してください。※受入表明、活動方針について前年度から変更した点、今後変更を検討している点があれば、変更内容と理由をご回答ください。また、日本版スチュワードシップ・コードの原則・指針のうち、実施していない原則・指針がある場合は、その原則・指針の内容と実施しない理由をご回答ください。
Q1-2	スチュワードシップ責任を果たすにあたっての体制等(各組織の構成人数・構成メンバー・平均経歴年数・専門性・監督機関や第三者委員会の独立性、役割・権限等)について、具体的に説明してください。※前年度から変更した点、今後変更を検討している点があれば、変更内容とその理由についてもあわせてご説明ください。
Q1-3	スチュワードシップ責任を果たすうえで、認識している課題等があればご回答ください。
Q1-4	都共済のステュワードシップ活動への提言等があればご回答ください。
Q2	<b>議決権行使について</b>
Q2-1	貴社名およびファンドに関する情報、議決権行使の対象企業数および行使の結果をご記入ください。また、前年同期比の変動要因に関する貴社見解をご記入ください。
Q2-2	貴社の直近の議決権行使ガイドラインをファイルで添付してください。また、ガイドライン以外に内規等がある場合、そのファイルも添付してください。(回答欄なし)
Q2-3	都共済委託口座に係る具体的な議決権行使基準(以下、「口座基準」という。)について、ご記入ください。前回からの変更点があれば、変更の背景についてご回答ください。また、取締役会・監査役会の構成の問題に対する反対意思表明方法と当該方法を採用している背景・考え方についてご回答ください。
Q2-4	貴社の直近の議決権行使のプロセスと、当該プロセスを採用している理由や考え方について、ご記入ください。都共済の株主議決権行使ガイドライン(都共済ガイドライン)を遵守し、企業の実況に即した(機械的ではない)議決権行使を行うという視点から、口座基準の各議案への適用プロセス、エンゲージメントの議決権行使への反映プロセスが分かるようにご記入ください。また、議決権行使家・行使結果・口座基準の検証プロセスについて、具体的に説明してください。外部の有料議決権行使サービスを利用している場合は、提供者の名称、サービスの内容、議決権行使プロセスにおける位置づけについてもご回答ください。※前年度から変更した点があれば、変更内容とその理由についてもあわせてご説明ください。
Q2-5	貴社の議決権行使全体を監督する方針・プロセス、及び貴社の議決権行使における利益相反管理の方針・プロセスを、それぞれの方針・プロセスを用いる理由や考え方とともに、具体的に説明してください。※前年度から変更した点があれば、変更内容とその理由についてもあわせてご説明ください。
Q2-6	議決権行使に関する企業との対話を実施している場合、対象企業の選定方法、対話の手法についてご回答ください。(実施していない場合は、その理由をご回答ください)。※前年度から変更した点があれば、変更内容とその理由についてもあわせてご説明ください。また、議決権行使に関する企業との対話方針を内規、ガイドライン等で明示的に定めている場合、その内容をご説明ください。加えて、本年度、議決権行使に関する企業との対話を実施した事例があれば、具体的に説明してください。
Q2-7	企業へのエンゲージメントを踏まえ、都共済ガイドラインの原則と異なる議決権行使を行った事例があれば、概要を最大5件ご説明ください。
Q3	<b>反社会的行為を行った企業への対応について</b>
Q3-1	反社会的行為を行った企業の把握方法を具体的に説明してください。また、前回からの変更点があればご回答ください。
Q3-2	反社会的行為を行った、貴社当該ファンドで投資している企業への対応についてご回答ください。※該当する全企業の事例を列挙してください。
Q4	<b>エンゲージメントについて</b>
Q4-1	貴社当該ファンドにおけるエンゲージメントの定義と目的、エンゲージメント方針を、その定義・目的・方針を採用している理由や考え方とともに、具体的にご記入ください。併せて、時価総額下位の企業、対話に消極的な企業または資本市場に問題意識のない企業へのエンゲージメントの考え方についてもご回答ください。また、エンゲージメントの目的に沿って、企業以外の主体への働き掛けを行っている場合、当該取組の内容を記載してください。※前年度から変更した点があれば、変更内容とその理由についてもあわせてご説明ください。
Q4-2	貴社当該ファンドの個別企業に対する直近のエンゲージメント実施プロセス(対象企業の選定方法、対話内容および手法の選定、対象企業の課題設定、計画(定性・定量目標)および達成期間目標の設定、進捗状況の管理、モニタリングおよび効果の検証、エンゲージメントの成否に関する判断基準)について、それぞれのプロセスを用いる理由や考え方とともに具体的に説明してください。外部のエンゲージメントサービスを利用している場合は、提供者の名称、採用理由、サービスの内容、エンゲージメント実施プロセスにおける位置づけについてもご回答ください。※前年度から変更した点があれば、変更内容とその理由についてもあわせてご説明ください。

No.	報告内容
Q4-3	(個々のエンゲージメントではなく)貴社のエンゲージメント活動全体を監督する方針・プロセス、及び貴社のエンゲージメントに関する利益相反管理の方針・プロセスを、それぞれの方針・監督対象事項・プロセスを用いる理由や考え方とともに、具体的に説明してください。※前年度から変更した点があれば、変更内容とその理由についてもあわせてご説明ください。
Q4-4	貴社当該ファンドの本年度に実施したエンゲージメントの具体的な事例を、最大8件記述ください(少なくとも3件はコーポレートガバナンスに関する事例としてください)。企業との対話内容については、企業との対話場面・相手・内容、また、企業の反応やそれに対する貴社対応等記述ください。また、当該エンゲージメント活動の成果と、その成果に対する貴社評価、このエンゲージメントにより貴社が得た経験・知識、今後の貴社活動に対する示唆についてご回答ください。
Q4-5	貴社におけるエンゲージメント活動の「質」の定義および「質」向上のための取り組みをご回答ください。※前年度から変更した点があれば、変更内容とその理由についてもご説明ください。
Q4-6	エンゲージメント活動の持続可能性を担保するための仕組み(貴社内でのエンゲージメントに係る情報共有・スキル向上・研修・体制等)をご回答ください。※前年度から変更した点があれば、変更内容とその理由についてもご説明ください。
Q4-7	貴社当該ファンドの本年度に実施したエンゲージメント活動について、対象企業数および主な対話の件数をご記入ください。また、前年同期比の変動要因に関する貴社見解をご記入ください。(対話件数には、アンケートやセミナー、大人数が集まるカンファレンスは含めません)

# 9. 資料集

## (3) 平成30年度の外国株式スチュワードシップ活動に関する質問票

No.	報告内容
<b>Q1</b>	<b>スチュワードシップ活動全般について</b>
Q1-1	スチュワードシップ責任を果たすにあたっての方針および体制等(各組織の構成人数・構成メンバー・平均経験年数・専門性・監督機関や第三者委員会の独立性、役割・権限等)について、具体的にご説明ください。※前年度から変更した点、今後変更を検討している点があれば、変更内容とその理由についてもあわせてご説明ください。
Q1-2	スチュワードシップ責任を果たすうえで、認識している課題等があればご回答ください。
Q1-3	都共済のスチュワードシップ活動への提言等があればご回答ください。
Q1-4	運用の外部委託を行っている場合、外部委託先のスチュワードシップ活動全般に係る貴社のモニタリング体制・プロセス・内容についてご回答ください。
<b>Q2</b>	<b>議決権行使について</b>
Q2-1	貴社名およびファンドに関する情報、議決権行使の対象企業数および行使の結果をご記入ください。また、前年同期比の変動要因に関する貴社見解をご記入ください。
Q2-2	貴社の直近の議決権行使ガイドラインをファイルで添付してください。また、ガイドライン以外に内規等がある場合、そのファイルも添付してください。(回答欄なし)
Q2-3	都共済委託口座に係る具体的な議決権行使基準(以下、「口座基準」という。)について、ご記入ください。前回からの変更点があれば、変更の背景についてご回答ください。また、取締役会・監査役会の構成の問題に対する反対意思表明方法及び当該方法を採用している背景・考え方についてご回答ください。 ※ 考え方はなく具体的な基準を記入して下さい。
Q2-4	貴社の直近の議決権行使のプロセスと、当該プロセスを採用している理由や考え方について、ご記入ください。都共済の株主議決権行使ガイドライン(都共済ガイドライン)を遵守し、企業の実況に即した(機械的ではない)議決権行使を行うという観点から、口座基準の各議案への適用プロセス、エンゲージメントの議決権行使への反映プロセスが分かるようにご記入ください。また、議決権行使案・行使結果・口座基準の検証プロセスについて、具体的にご説明ください。外部の有料議決権行使サービスを利用している場合は、提供者の名称、サービスの内容、議決権行使プロセスにおける位置づけについてもご回答ください。※前年度から変更した点があれば、変更内容とその理由についてもあわせてご説明ください。
Q2-5	貴社の議決権行使全体を監督する方針・プロセス、及び貴社の議決権行使における利益相反管理の方針・プロセスを、それぞれの方針・プロセスを用いる理由や考え方とともに、具体的に説明してください。※前年度から変更した点があれば、変更内容とその理由についてもあわせてご説明ください。
Q2-6	議決権行使に関する企業との対話を実施している場合、対象企業の選定方法、対話の手法についてご回答ください。(実施していない場合は、その理由をご回答ください)。※前年度から変更した点があれば、変更内容とその理由についてもあわせてご説明ください。また、議決権行使に関する企業との対話方針を内規・ガイドライン等で明示的に定めている場合、その内容をご説明ください。加えて、本年度、議決権行使に関する企業との対話を実施した事例があれば、具体的に説明してください。
Q2-7	企業へのエンゲージメントを踏まえ、都共済ガイドラインの原則と異なる議決権行使を行った事例があれば、概要を最大5件ご説明ください。
Q2-8	都共済委託口座において、議決権行使対象国において不行使とした企業があれば、企業名と不行使となった理由をご回答ください。※該当する全企業の事例を列挙して下さい。
Q2-9	運用の外部委託を行っている場合、外部委託先の議決権行使全般に係る貴社のモニタリング体制・プロセス・内容についてご回答ください。
<b>Q3</b>	<b>反社会的行為を行った企業への対応について</b>
Q3-1	反社会的行為を行った企業の把握方法を具体的に説明してください。また、前回からの変更点があればご回答ください。
Q3-2	反社会的行為を行った、貴社当該ファンドで投資している企業への対応についてご回答ください。※該当する全企業の事例を列挙してください。
<b>Q4</b>	<b>エンゲージメントについて</b>
Q4-1	貴社当該ファンドにおけるエンゲージメントの定義と目的、エンゲージメント方針を、その定義・目的・方針を採用している理由や考え方とともに、具体的にご記入ください。併せて、時価総額下位の企業、対話に消極的な企業または資本市場に問題意識のない企業へのエンゲージメントの考え方についてもご回答ください。また、エンゲージメントの目的に沿って、企業以外の主体への働き掛けを行っている場合、当該取組の内容を記載してください。※前年度から変更した点があれば、変更内容とその理由についてもあわせてご説明ください。
Q4-2	貴社当該ファンドの個別企業に対する直近のエンゲージメント実施プロセス(対象企業の選定方法、対話内容および手法の選定、対象企業の課題設定、計画(定性・定量目標)および達成期間目標の設定、進捗状況の管理、モニタリングおよび効果の検証、エンゲージメントの成否に関する判断基準)について、それぞれのプロセスを用いる理由や考え方とともに具体的に記入してください。外部のエンゲージメントサービスを利用している場合は、提供者の名称、採用理由、サービスの内容、エンゲージメント実施プロセスにおける位置づけについてもご回答ください。※前年度から変更した点があれば、変更内容とその理由についてもあわせてご説明ください。
Q4-3	(個々のエンゲージメントではなく、)貴社のエンゲージメント活動全体を監督する方針・プロセス、及び貴社のエンゲージメントに関する利益相反管理の方針・プロセスを、それぞれの方針・監督対象事項・プロセスを用いる理由や考え方とともに、具体的にご記入ください。※前年度から変更した点があれば、変更内容とその理由についてもあわせてご説明ください。

No.	報告内容
Q4-4	貴社当該ファンドの本年度に実施したエンゲージメントの具体的な事例を、最大8件記述ください(少なくとも3件はコーポレートガバナンスに関する事例としてください)。企業との対話内容については、企業との対話場面・相手・内容、また、企業の反応やそれに対する貴社対応等記述ください。また、当該エンゲージメント活動の成果と、その成果に対する貴社評価、このエンゲージメントにより貴社が得た経験・知識、今後の貴社活動に対する示唆についてご回答ください。
Q4-5	貴社におけるエンゲージメント活動の「く貫」の定義および「貫」向上のための取り組みをご回答ください。 ※前年度から変更した点があれば、変更内容とその理由についてもご説明ください。
Q4-6	エンゲージメント活動の持続可能性を担保するための仕組み(貴社内でのエンゲージメントに係る情報共有・スキル向上・研修・体制等)をご回答ください。 ※前年度から変更した点があれば、変更内容とその理由についてもご説明ください。
Q4-7	貴社当該ファンドの本年度に実施したエンゲージメント活動について、対象企業数および主な対話の件数をご記入ください。また、前年同期比の変動要因に関する貴社見解をご記入ください。(対話件数には、アンケートやセミナー、大人数が集まるカンファレンスを含めません)
Q4-8	運用の外部委託を行っている場合、外部委託先のエンゲージメント活動全般に係る貴社のモニタリング体制・プロセス・内容についてご回答ください。